

22. 那覇市議会手話通訳実施要綱

平成 21 年 6 月 9 日
議 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、聴覚障害者に対して手話通訳を行うことにより、開かれた議会を実現することを目的とする。

(対象会議)

第 2 条 手話通訳を行う会議は、本会議とする。

(対象者)

第 3 条 手話通訳の対象者は、聴覚障害者で前条の会議の傍聴を希望する者とする。

(申請手続等)

第 4 条 手話通訳による会議の傍聴を希望する者又はその代理人は、傍聴希望日の 3 日前(閉庁日を除く。)までに議長へ手話通訳申請書により申請するものとする。

2 前項による申請後、やむを得ない理由により申請内容を変更又は申請を取り消す場合は、速やかに議長へ連絡するものとする。

(通訳者の配置)

第 5 条 議長は、前条第 1 項の申請書を受理したときは、通訳に必要な人員を傍聴席に配置するものとする。ただし、やむを得ない理由により配置ができないときは、速やかにその旨を利用者に連絡するものとする。

(委任)

第 6 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に議長が定める。

付 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 9 日から施行する。